車配置状況の資料によると、この圧雪車納入業者は県内スキー場に28台の圧雪車を配置しており、県内で一番シェアがあることから信頼できると判断し、この財産の取得については賛成であるとの意見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第76号 長井市文教の杜運営基金 条例の一部を改正する条例の制定について申し 上げます。

本案は、文教の杜運営基金を有効に活用する ため、必要となる職員に関する規定を加えると ともに、条文の見直しをするため提案されたも のです。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で文教常任委員会に付託になりました案 件審査の報告を終わります。

- ○渋谷佐輔議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○渋谷佐輔議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

それでは、日程第6、議案第73号 財産の取得について及び日程第7、議案第76号 長井市文教の杜運営基金条例の一部を改正する条例の制定についての2件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第6、議案第73号 財産の取得についての1件について、文教委員長の報告は、原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するに賛成の議員 の起立を求めます。

(起立全員)

○渋谷佐輔議長 起立全員であります。

よって、議案第73号は、文教委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第7、議案第76号 長井市文教の 杜運営基金条例の一部を改正する条例の制定に ついての1件について、文教委員長の報告は、 原案可決であります。

文教委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第76号は、文教委員長報告のと おり決定いたしました。

厚生常任委員会審査報告

○渋谷佐輔議長 次に、厚生常任委員会の審査の 報告を求めます。

小関秀一厚生常任委員長。

(小関秀一厚生常任委員長登壇)

〇小関秀一厚生常任委員長 平成27年第6回市議会定例会において、厚生常任委員会に付託になりました議案2件、請願1件について、審査いたしました経過と結果についてご報告を申し上げます。

本委員会は、会議日程に従い、去る9月11日 に開催し、委員全員出席のもと、紹介議員、当 局関係者の出席を求め、審査をいたしておりま す。

それでは、議案第77号 長井市手数料条例の 一部を改正する条例の制定についてご説明を申 し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律、いわゆ るマイナンバー制度の施行に伴い、所要の改正 を行うため提案されたものであります。

質疑に入り、委員からは、マイナンバー制度 が来年1月1日から施行されるに当たり、長井 市でもさまざまな準備が進められていると思う が現在の準備の状況はどうか。1月1日の施行に間に合うように進んでいるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、準備については遺漏なく進んでいる。今回の補正予算にも準備のための予算が計上されている。それを認めていただければ滞りなく準備が進むと想定しているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、全国の事例を見ると多 くの自治体で準備がおくれていると報告されて いる。特に高齢者についてはマイナンバー制度 の目的や使用に当たり、理解が深まっていない と思う。市民への周知についてはどの程度考え ているのかとの質疑がなされ、市民課長からは、 市民への周知は非常に大切なことと認識してい る。長井市としても市報やホームページなどで 順次紹介をしていきたい。マイナンバーについ ては国で必要としている制度なので、国でもこ れからしっかりとPRしていただけるものと思 っている。来年1月1日から施行されるが、必 ずカードの発行が必要ということではなく、順 次カードの利用が拡大していくものと考えてお り、カードはなくてもマイナンバーそのものさ え知っていれば大丈夫というケースが大半であ る。次第に浸透していくものと考えているので、 その間にも市民の皆様にはさまざまな機会を捉 えて情報提供していきたいとの答弁を受けたと ころであります。

また、委員からは、まず通知カードが手元に届いて、それからマイナンバーカードを発行してもらうという手続になると思うが、マイナンバーカードを発行してもらうときの本人確認の方法については、免許証や保険証など従来どおりの確認方法になるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、マイナンバー制度についても従来どおりの本人確認の方法で行う考えである。例えば運転免許証であればそれ一つで確認ができ、写真がないものであれば健康保険証などと複数の証拠を提示していただくことで本人確認

ができるとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、成人の場合はそのような本人確認の方法があると思うが、免許証などを持っていない例えば生まれたばかりの子供のマイナンバーカードを発行してもらう場合の本人確認の方法はどうなるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、写真がなくても保険証などそれで類似する複数のものを提示していただければ大丈夫なので、本人確認は可能である。ただ、現実的には小さい子供がマイナンバーカードを使用するということは想定されていないので、しばらくカードの発行はないものと思っているとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、通知カードやマイナン バーカードを紛失した場合、再発行手続はどう なるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、 再発行などの諸手続についてはまだスタートし ていないので、具体的なことは変更になる可能 性もあるが、基本的には市役所で再発行の手続 を申し出てもらうが、マイナンバーが漏えいし、 被害が及ぶ可能性がある場合は、まずすぐにコールセンターに連絡して、そのマイナンバーの 効力を失わせる手続が必要となる。その後に市 役所で再発行の手続をして、改めて発行することになると思うとの答弁を受けたところであり ます。

さらに、委員からは、再発行の場合、12桁のマイナンバーが変わる可能性があるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、原則としてお一人の方が一生涯使い続けるマイナンバーなので、原則として変更はないが、マイナンバーが漏えいし、不正に使われるおそれがある場合は変更になると思うとの答弁を受けたところであります。

さらに、委員からは、通知カードやマイナン バーカードの身分証明としての関係については どうかとの質疑がなされ、市民課長からは、マ イナンバーカードについては本人確認の最高の 手段であり、身分証明書としては大変有効であると思うとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、国民全員にマイナンバーが割り振られるということであるが、幼児や小・中学生の子供がマイナンバーを使う場面はあるのかとの質疑がなされ、市民課長からは、カードの利用については最初はないと思われるが、マイナンバーそのものが必ず必要になると思う。例えば税の申告の際に扶養している子供を記載するが、その際に子供のマイナンバーを記載することになる。ほかに医療や福祉関係の届け出や申請など、いろいろな場面でマイナンバーの記載が必要になってくるとご理解いただきたいとの答弁を受けたところであります。

また、委員からは、高齢者福祉施設に入所し ている方については住所がある施設や事業所に 通知カードが送付されるわけだが、マイナンバ ーカードを発行した場合はわざわざ市役所まで 手続に行くことになるのか。特に高齢者につい ては大変な方が多いので、その辺の手続はどの ように考えているのかとの質疑がなされ、市民 課長からは、施設に入所している方への配慮は 当然必要だと思っている。場合によっては市の ほうで施設に出向いて手続をするということも 出てくることと思っている。ただ、その施設の 利用者がマイナンバーそのものを必要となって もカードが本当に必要なのかということもある ので、各施設との話し合いをして配慮をしてい くことはこちらとしても考えていきたいとの答 弁を受けたところであります。

また、委員からは、マイナンバーカードには 有効期限があるのかとの質疑がなされ、市民課 長からは、身分証明書にもなるので、顔写真が 入る関係で有効期限は10年であるとの答弁を受 けたところであります。

討論に入り、委員からは、10月からマイナン バーを知らせる通知カードの郵送が開始される が、多くの国民は制度を詳しく理解しておらず、 情報漏れなどの不安を広げている。長井市では 準備が順調に進んでいるということであるが、 多くの自治体や企業などでは非常に対策がおく れているという報告を受けている。このような 状態で厳重な保管が必要なマイナンバーの通知 を始めることは、個人情報をさらに危険にさら すことになると思う。実施に突き進むには無謀 だという意見もたくさんある。しかもこのマイ ナンバーは他人に知られてはいけない情報であ るにもかかわらず、マイナンバーを持ち歩くこ とになるので、非常に個人情報保護の観点から もマイナスだという指摘もある。健康保険、健 診情報や銀行口座などもこのマイナンバーに結 びつけられるということや、民間分野へさらに 拡大するとの説明も受けたが、範囲を広げれば 広げるほど情報漏れのリスクは高まるのではな いかと思う。国民の支持や理解が広がらないま まマイナンバー制度を急ぐ必要はないと思うの で、よって、この条例改正案に反対するとの意 見が出されたところであります。

採決の結果、本案は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第78号 長井市国民健康保険条例 の一部を改正する条例の制定について申し上げ ます。

本案は、国民健康保険法及び診療報酬の算定 方法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案 されたものであります。

採決の結果、本案は、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、請願第7号 年金積立金の安全かつ確 実な運用に関する意見書提出方請願について申 し上げます。

本請願は、連合山形置賜地区協議会議長、齋藤貴裕氏から提出されたものであります。

本請願の趣旨とするところは、年金積立金は 厚生年金保険法等の規定に基づき、専ら被保険 者の利益のために長期的な観点から安全かつ確 実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではない。ましてや年金積立金管理運用独立行政法人には保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が見直しの方向を示すことは問題であると言わざるを得ない。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣や年金積立金管理運用独立行政法人が責任をとるわけではなく、被保険者が、受給者が被害を受けることになる。

よって、被保険者の利益を守り、年金積立金 が毀損しないようにするために、年金積立金の 安全かつ確実な運用を求める意見書を国会及び 政府関係機関に提出していただきたいというも のであります。

採決の結果、本請願は、全員一致で採択すべ きものと決定をいたしました。

なお、後刻意見書を提出させていただきます ので、よろしくご賛同賜りますようお願い申し 上げます。

以上で厚生常任委員会に付託になりました案 件審査の報告を終わります。

- ○渋谷佐輔議長 委員長の報告が終わりました。ただいまの報告に対しご質疑ございませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)
- ○渋谷佐輔議長 質疑もないので、質疑を終結い たします。

それでは、日程第8、議案第77号 長井市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第10、請願第7号 年金積立金の安全かつ確実な運用に関する意見書提出方請願までの3件について、討論の通告がありませんので、討論を終結し、順次採決いたします。

まず、日程第8、議案第77号 長井市手数料 条例の一部を改正する条例の制定についての1 件について、厚生委員長の報告は、原案可決で あります。 厚生委員長報告のとおり決するに賛成の議員 の起立を求めます。

(起立多数)

○渋谷佐輔議長 賛成多数であります。

よって、議案第77号は、厚生委員長報告のと おり決定いたしました。

次に、日程第9、議案第78号 長井市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての1件について、厚生委員長の報告は、原案可決であります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第78号は、厚生委員長報告のとおり決定いたしました。

次に、日程第10、請願第7号 年金積立金の 安全かつ確実な運用に関する意見書提出方請願 の1件について、厚生委員長の報告は、採択で あります。

厚生委員長報告のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第7号は、厚生委員長報告のと おり決定いたしました。

産業・建設常任委員会審査報告

○渋谷佐輔議長 次に、産業・建設常任委員会の 審査の報告を求めます。

梅津善之産業・建設常任委員長。

(梅津善之産業·建設常任委員長登壇)

〇梅津善之産業・建設常任委員長 おはようございます。

平成27年第6回市議会定例会において、産